

株 主 各 位

第86回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新田ゼウチン株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」を定める。また、総務部を事務局とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。（なお、同委員会については、2025年4月に「コンプライアンス委員会」と「リスク管理委員会」に分割いたしました。コンプライアンスに係る活動は、「コンプライアンス委員会」が担うこととしております。）
- ② 「行動指針」の遵守により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。
- ③ コンプライアンスの所管部署である総務部が、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規程、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
- ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報制度として、外部機関を窓口とする「公益通報制度」を整備する。
- ⑤ 内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用状況について、内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理する。
- ② 内部監査室が、取締役会、執行役員会等の重要な書類の管理状況について、内部監査を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制を維持するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の策定及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。（前記（1）のとおり、同委員会については2025年4月に分割し、リスク管理に係る活動は、「リスク管理委員会」が担うこととしております。）
- ③ 各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、戦略会議において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ② 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。
- ③ 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、代表取締役社長を議長とし原則毎月2回開催される「執行役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

- ④ 全社及びグループ会社の中期経営計画及び予算を策定し、それに基づく業績管理を行っており、「執行役員会」において、達成状況の報告、評価を行う。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「行動指針」を定めるほか、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
 - ② 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への報告制度によるグループ会社経営の管理を行う。
 - ③ 監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査を実施する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し改善を推進する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が監査役職務を補助する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を求めた場合、取締役会は人選等について監査役と協議の上、監査役補助者を配置する。
 - ② 監査役補助者が配置された場合は、人事異動・評価については、監査役と事前に協議する。
 - ③ 監査役補助者は、その補助者としての職務に係る事項については、取締役及び他の使用人等の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③ 監査役は、執行役員会等の重要会議に出席することができる。
 - ④ 監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしない。
- (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役職務執行のための環境整備に努める。
 - ② 監査役は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
 - ③ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還を請求したときは、速やかにその費用を支払う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として定めた「行動指針」を各職場に掲示し、コンプライアンス職場会の定期的な開催並びにe-learningの活用など、各職場で周知徹底を図っております。

- ② 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年12回開催し、法令遵守の状況並びに各部署のリスク管理について確認を行い、全社的にコンプライアンス意識の浸透に努めました。（前記1.（1）のとおり、2025年4月以降は「コンプライアンス委員会」が本活動を担うこととなります。）
- ③ 内部監査室は、業務監査の一環として、各部署のコンプライアンス体制の運用状況について内部監査を実施しております。

（2）取締役の職務の執行

- ① 当事業年度において、取締役会を17回開催し、経営に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、執行役員会を年20回開催し、取締役会から委嘱された重要事項の審議並びに中期経営計画及び予算に基づく業績の達成状況の報告、評価を行っております。
- ② 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書等の重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

（3）当社グループにおける業務の適正性の確保

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要な案件については、当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営の管理を行っております。
- ② 監査役及び内部監査室は、海外子会社を含め定期的に監査を実施しております。

（4）財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

（5）監査役の職務の執行

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い監査を行い、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席しております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、内部監査室との連携を図り、実効性のある監査が遂行できる体制となっております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

彦根ゼラチン(株)、ニッタゼラチンホールディングInc.、ニッタゼラチンエヌエーInc.、
ヴァイスゼラチン,LLC、ニッタゼラチンカナダInc.、ニッタゼラチンインディアLtd.、
バムニプロティンズLtd.、上海新田明膠有限公司、ニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.

(連結の範囲の変更)

ニッタゼラチンユーエスエーInc.は、2025年2月に解散を決議し、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないことから、連結の範囲から除外しております。なお、同社は連結決算日現在清算手続き中であります

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 2社

主要な非連結子会社の名称 ニッタゼラチンユーエスエーInc.、新寿サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

ニッタゼラチンユーエスエーInc.は、前述のとおり、連結の範囲から除外し、非連結子会社としております。

新寿サービス(株)は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社 3社

主要な会社等の名称

ボスティック・ニッタ(株)、広東百維生物科技有限公司、広東明洋明膠有限責任公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

新寿サービス(株)

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海新田明膠有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については、当社及び国内連結子会社においても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、主として債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。また、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出による外貨建営業債権及び外貨建予定取引と輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、ゼラチン、コラーゲンペプチド、食品材料、バイオメディカルの製造及び販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 連結計算書類に計上した金額

連結計算書類において、繰延税金資産546百万円（繰延税金負債相殺前）を計上しており、このうち当社は税務上の繰越欠損金に対し、繰延税金資産514百万円を認識しております。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める要件に基づいて企業の分類を判断し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。当社は、2024年1月をもって生産を停止したニッタゼラチンユーエスエーInc.に対する貸付金について、当連結会計年度に債権放棄を実施したことに起因し、同債権に対する貸倒引当金繰入額が税務上損金算入された結果、重要な税務上の繰越欠損金が生じたものの、税務上の繰越欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を総合的に勘案し、将来の一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的に予測できると判断しており、利益計画及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の利益計画を基礎としており、その主要な仮定は、売上数量、売上単価及び原材料価格であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の利益計画における主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の経済状況の変化や関連法令の改正・公布等によって影響を受ける可能性があることから不確実性が高く、その見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

流動資産(売掛金、棚卸資産等含む)	462百万円
建物及び構築物	3,432百万円
機械装置及び運搬具	713百万円
土地	157百万円
投資有価証券	447百万円
計	5,214百万円

② 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	462百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	4,722百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,058百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	167百万円
------	--------

(4) 偶発債務

当社のインドの連結子会社であるニッタゼラチンインディアLtd.において、税務当局との見解の相違に基づく支払請求を含む偶発債務が総額253百万ルピー（約442百万円）発生しております。これらの請求に関して外部法律専門家の意見に基づき個別案件ごとに検討した結果、当社の見解は妥当であると判断し、不服の申立等を行っております。また当該金額には、インド関税租税審判所（CESTAT）の判決がなされたものの、2024年10月に税務当局が判決を不服として控訴した金額（181百万ルピー（約318百万円））を含んでおります。なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失戻入益

減損損失戻入益は、当社の連結子会社であるニッタゼラチンインディアLtd.において実施した建物、機械装置等に係る国際財務報告基準に基づく減損損失の戻入益であります。

(2) 工場閉鎖関連損失

工場閉鎖関連損失は、当社の連結子会社であるニッタゼラチンユーエスエーInc.の工場閉鎖に伴う費用であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期 首 の 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	18,373,974株	－株	－株	18,373,974株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	145百万円	8.00円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月12日 取 締 役 会	普 通 株 式	163百万円	9.00円	2024年9月30日	2024年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月27日開催予定の第86回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
普 通 株 式	290百万円	利益剰余金	16.00円	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当5円を含んでおります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権及び外貨建ての予定取引は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や公社債投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項」に記載されている「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債務及び外貨建予定取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券のリスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含めておりません（（注2）参照）。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	1,955	1,955	－
(2) 短期借入金	(862)	(862)	－
(3) 長期借入金(*2)	(6,322)	(6,303)	(△18)
(4) デリバティブ取引(*3)	(5)	(5)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金2,218百万円を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	255	1,838	1,582
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	6	6	△0
合計		262	1,844	1,582

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金及び 予定取引	462	－	－
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金及び 予定取引	943	－	△5

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,229

これらについては、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,218	1,773	1,327	763	239	－
合計	2,218	1,773	1,327	763	239	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,955	-	-	1,955
デリバティブ取引	-	△5	-	△5
資産計	1,955	△5	-	1,949

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	862	-	862
長期借入金	-	6,303	-	6,303
負債計	-	7,166	-	7,166

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループにおいては、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
製品区分別に分解した売上高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
ゼラチン	28,821
コラーゲンペプチド	6,489
食品材料	3,085
バイオメディカル	349
合計	38,745

(注) 当連結会計年度より、事業内容の記載を従来の販売区分別（フードソリューション、ヘルスサポート、スペシャリティーズ）から製品区分別（ゼラチン、コラーゲンペプチド、食品材料、バイオメディカル）に変更しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,374
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,014

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,138円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 173円94銭 |

11. その他の注記

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定額法

構築物

a. 2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法

b. 2016年4月1日以降に取得したもの……………定額法

その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7 ～ 50年

構築物 7 ～ 50年

機械装置 2 ～ 15年

車両運搬具 4 ～ 6年

工具器具備品 2 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5
年）による定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保
証額）とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念
債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してあり
ます。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上
しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出による外貨建営業債権と原材料輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、ゼラチン、コラーゲンペプチド、食品材料、バイオメディカルの製造及び販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 計算書類に計上した金額

計算書類において、繰延税金資産を837百万円（繰延税金負債相殺前）計上しており、このうち当社は税務上の繰越欠損金に対し、繰延税金資産514百万円を認識しております。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」と同様のため記載を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務	
① 担保提供資産	
建物	3,086百万円
構築物	346百万円
機械装置	713百万円
土地	157百万円
投資有価証券	447百万円
計	4,751百万円
② 担保提供資産に対応する債務	
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	4,722百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	8,513百万円
(3) 固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額	
機械装置	167百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	792百万円
② 長期金銭債権	－百万円
③ 短期金銭債務	647百万円
④ 長期金銭債務	－百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	3,065百万円
② 仕入高（外注加工費含む）	5,711百万円
③ 営業取引以外の取引高	263百万円

(2) 貸倒引当金戻入額

貸倒引当金戻入額は、当社の連結子会社であるニッタゼラチンユーエスエーInc.への貸付金に対するものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	213,988株	－株	7,800株	206,188株

（注）自己株式の数の減少は2024年7月18日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として2024年8月2日を期日とする自己株式の処分7,800株を行ったことによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、税務上の繰越欠損金、子会社株式評価損及び退職給付引当金限度超過額であり、繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の 名 称	資本金	事業の内容	議決権 等の所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事 業 上 の 関 係				
子会社	ニッタゼラ チンカナダ Inc.	20,000 千C\$	豚ゼラチン の製造	直接 100.0%	なし	製品の購入	製品等の購入 (注1)	2,866	買掛金	415
子会社	ニッタゼラ チンエヌエ ーInc.	130 千US\$	ゼラチン、 コラーゲン ペプチド等 の販売	間接 100.0%	兼任 1名	当社製品の 販売等	製品の販売 (注1)	2,470	売掛金	602
							製品等の購入 (注1)	134	買掛金	—
子会社	ニッタゼラ チンユーエ スエーInc.	100 US\$	豚ゼラチ ン、豚・牛 コラーゲン ペプチドの 製造	間接 100.0%	兼任 2名	資金の援助	貸付金の 債権放棄 (注2)	3,060	長期貸付金	—
							貸倒引当金の 取崩し (注3)	3,089	貸倒引当金	—
子会社	ニッタゼラ チンインデ ィアLtd.	90,791 千RS	牛ゼラチ ン、牛オセ イン、牛・ 魚コラーゲ ンペプチド の製造販売	直接 43.0%	兼任 2名	製品の購入	製品等の購入 (注1)	1,735	買掛金	183
関連会 社	ボスティッ ク・ニッタ (株)	18 百万円	接着剤の製 造・販売	直接 20.0%	なし	当社製品の販 売、業務受 託、事務所の 貸与等	製品の販売 (注1)	7	売掛金	0
							不動産収入 (注1)	52	未収入 金	7
							業務受託料 (注1)	24		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業取引については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) ニッタゼラチンユーエスエーInc.の解散決議に伴う貸付金の債権放棄であります。

(注3) 貸付金の債権放棄に伴い前事業年度に計上した貸倒引当金の取崩しであり、債権放棄額との差額29百万円を貸倒引当金戻入額（特別利益）に計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 745円55銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 141円14銭 |

11. その他の注記

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。